

学校いじめ防止基本方針

豊中市立東丘小学校
平成30年(2018年)2月

第1章いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切である。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間尊重の精神を基盤にして、全ての教育活動の実践を進める。」を学校経営目標にかかげ、その具現化のために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条には「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義する。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

【留意点と具体例】

いじめには多様な態様がある。いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。したがって、いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。「心身の苦痛を感じているもの」といったところにとどまらずに、要件を限定して解釈することのないよう努めなければならない。

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- けんかやふざけ合いについてのいじめの定義の解釈
見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、
児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべき場合がある。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらは、被害者の心情や状況等に配慮したうえで、早期に警察・保護者と連携した対応をとることが必要である。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

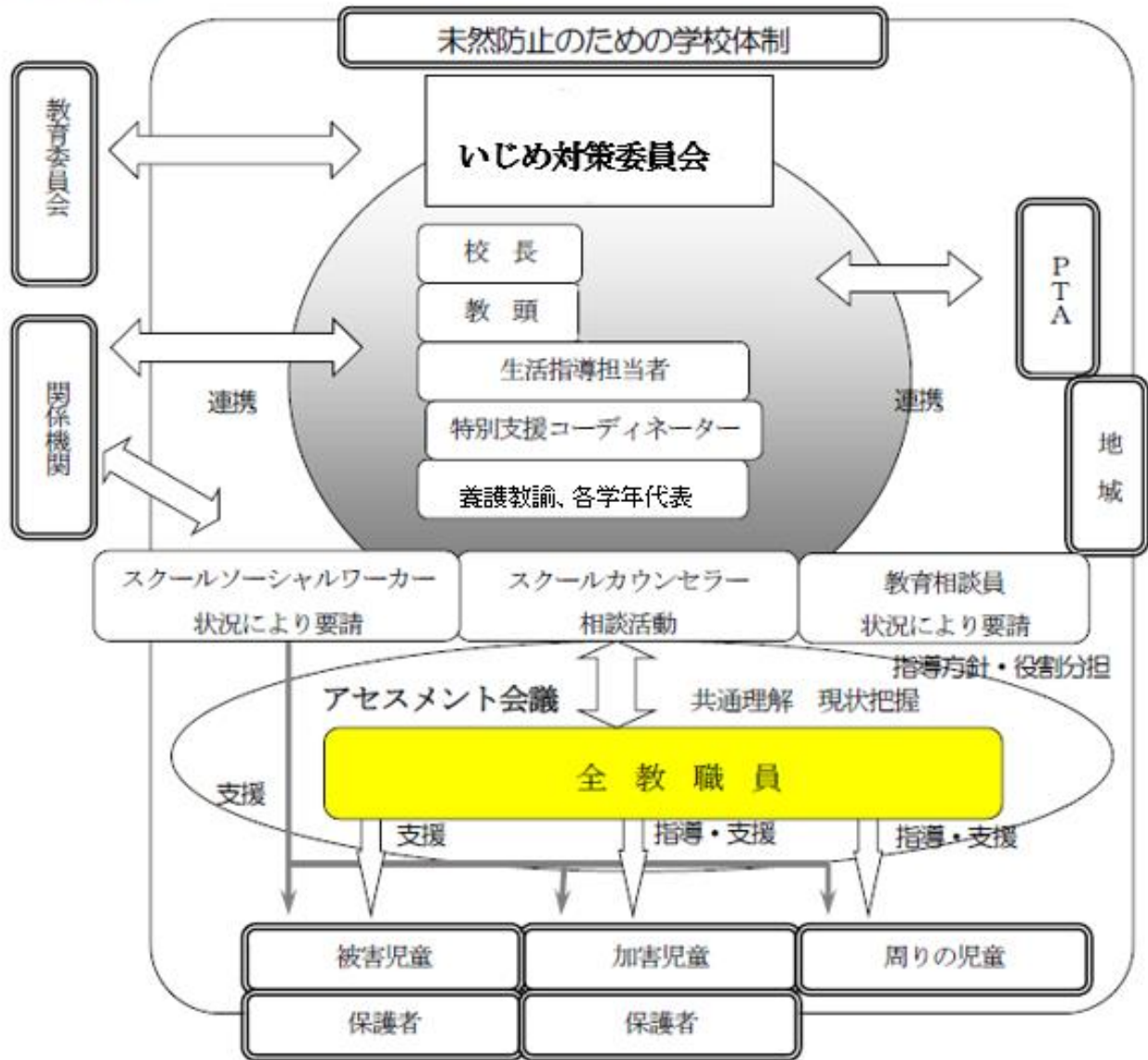
校長、教頭、生活指導担当者、各学年代表、養護教諭、専科、支援学級担任

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等を含む

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見・事案対処マニュアルの実行
- エ 定期的・必要に応じたアンケートの実施
- オ 教職員の資質向上のための校内研修
- カ 年間計画の企画と実施
- キ 年間計画進捗のチェック
- ク 各取組の有効性の検証
- ケ 学校いじめ防止基本方針の見直し
- コ いじめ対策委員会の周知

(校内体制)



4 年間計画（別添1）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

- ① 日常の小さなトラブル等については、即時生活指導担当者 並びに 校長・教頭に報告し、対応等について検証する。また、アセスメント会議等で全職員の共有化を図るとともに、事案については随時記録カードに記入し、引継ぎ事項としてファイルしておく。
- ② アセスメント会議を月1回、生活指導全体会を学期に1回行い、子どもの現状把握と共有化に努めることとしている。
- ③ いじめ対策委員会は、各学期の終わりや事案の生起した時に検討会議として開催している。具体的には、取組みが計画どおりに進んでいるかを検討する。
- ④ いじめが深刻な場合には、個別のケース会議を行い、場合によってはSSW等関係機関の助言を受ける。
- ⑤ 必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校においても、「いじめ未然防止」の取組みを学校全体で組織的にそして総合的に行うことが重要であると考え、一人ひとりの子どもにとって「居場所」があり、安心・安全に主体的に活動できる学校づくりを行っていこうと考えている。「いじめ未然防止」のための体制を以下に示す。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 全校朝会や学級活動などで、校長や教職員が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対にゆるされない」との雰囲気や学級全体に醸成する。はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍聴者からいじめを防止する仲裁者への転換を促す。

また、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長させたりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- (2) いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。

また、日ごろから関係機関定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

- (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意としては、いじめ加害の背景には、人間関係等のストレスや授業についていけない焦りや劣等感などが考えられる。一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めていくとともに学級や学年の人間関係等を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりに努める。

- (4) いじめに向かわない態度・能力を育成するため、学校の全教育活動を通じた道徳教育や人権教育を充実させるとともに、毎週朝おこなっている朝読書をはじめとする読書活動、体験を重視した活動などを推進する。他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることにより児童の社会性を育む。

- (5) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるように、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を積極的に設ける。また、学級集団づくりの中で自己肯定感を育む取り組みを行う。学校だけでなく家庭や地域の中でも自己有用感や自己肯定感を育つ部分が大きいと考えられることから家庭・地域への協力を求める。

- (6) 児童自らがいじめについて学び、取り組む方法として、児童会活動として児童へいじめ防止を訴えるなど、児童が主体的に考える機会を設ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

教職員が児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないためアンテナを高くすることや児童アンケートなどを通じて子どもの変化をとらえるようにする必要があると考えられる。

また、児童アンケートの結果検証や教職員が気づいたことをアセスメント会議で情報共有することで、見逃しを防いでいく。気づいたことは、まずアセスメント会議で教職員が共通理解し、情報を共有するとともに生活指導担当者等、管理職で判断し、必要に応じていじめ対策委員会で検討していく。

さらに、定期的なアンケート調査、教育相談等いじめを訴えやすい体制を整備し、児童自らSOSを発信できる環境を整える。その際、いじめを訴えるには多大な勇気を有することを深く認識し、訴えに対して迅速な対応を行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、生活アンケートを毎学期行い、一人ひとりの児童の変化を把握し、必要に応じて担任が個別に聞き取る。事案によっては、アセスメント会議で報告し、状況に応じて、いじめ対策委員会で検討する。教職員一人ひとりがアンテナを高くし、日常的に児童の様子、個人ノートなど様々な情報からいじめの芽を把握していく。
- (2) いじめの早期発見は学校だけでなく保護者・地域の方との連携が不可欠である。校外で児童を見守ってくださっている保護者や地域の方から得た情報は、教職員で共有する。
- (3) 学校の教育相談の場としては、家庭訪問や個人懇談が考えられるが、学校派遣教育相談の制度を利用し、相談できる体制を構築する。校長は学校における教育相談が児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか確認する。また、関係機関の電話相談などを児童・保護者に対して周知する。
- (4) 教育相談などで得た児童の個人情報については、主体である児童とその保護者の了解の下でその運用を図る。
- (5) 日常的に児童の行動の様子を把握し、学期末の生活アンケートや児童の欠席数などで検証し、アセスメント会議で情報の共有化を計る。

第4章いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象そのものを見つめ直し、教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、他の業務において優先して、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。そして、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取る等して、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、いじめにかかわる情報を適切に記録する。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等関係機関、専門機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげるとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を

講ずる。

- (2) 名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど費用名書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。SNS講習会など児童・保護者がともに情報モラルに関して学べる場を設定する。早期発見の観点からは、学校設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、発見に努める。
また、児童が悩みを抱え込まないよう、大阪法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みを周知する。

7 いじめの解消

いじめの解消とは、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる、被害児童が心身の苦痛を感じていないという2つの状態が続いている際、初めて言える。しかし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安に関わらず教育委員会又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員で該当いじめの被害児童を守り通すという信念に基づき日常的に経過を観察する。